

輸血を拒否される方へ

当院では、信仰上等の理由による輸血拒否について、患者さんの意思を尊重しておりますが、治療に携わる医師が、輸血を行う以外に救命の方法がないと判断した場合、原則として輸血を実施する「**相対的無輸血**」を基本方針とし、対応いたします。

基本方針【相対的無輸血】

- ・ 信仰上の理由等で輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。
- ・ 輸血を拒否される患者さんに対し、可能な限り無輸血治療を行います。治療に携わる医師が輸血以外の救命方法がないと判断した場合、輸血を行います。
- ・ 「いかなる状況でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」を患者さんやご家族より求められた場合は、同意いたしません。
- ・ 宗教的、または個人的理由で提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」に同意する文書には署名いたしません。
- ・ 輸血が必要と想定されるような状態で、輸血を受ける同意がない場合は、転院または他院での治療をお勧めいたします。
- ・ 緊急時や加害者の存在する事故による出血、意識のない場合などで、輸血以外では救命の方法がなく、転院も不可能と判断した場合は、患者さんやご家族の同意が得られずとも、医師の良心に基づいて、救命のため**輸血を含む可能な限りの治療**を行います。

以上は、意識の有無、自己決定能力の有無、成年・未成年の別に関わらず、全ての患者さんに適用いたします。

- ※ 本方針は輸血を拒否される方の診療を拒否するものではなく、当院の方針をご理解いただき、相対的無輸血または転院の方針について、患者さんや保護者の方、代理人の方に決定していただくことを目指すものです。
- ※ 当院の方針を十分に説明し、理解を得るべく努力いたしますが、同意が得られず時間的余裕がある場合は、他の医療機関での治療をお勧めいたします。